

新火葬場建設事業の検証結果と今後の進め方について

1. 検証の経緯

令和 4 年 9 月 市長が建設地(案)の決定に至ったこれまでの経緯等の検証や課題を整理する方針を表明

令和 5 年 2 月 福祉文教委員会に経緯等の検証状況と今後の予定について報告

(1) 更なる検証が必要であるとした事項

- ・丹生川町大萱候補地は、市街地からの距離が遠く不便であるという市民意見が少なからずあるため、市が建設地(案)を選定するときに行った「移動距離・時間」に関する評価が適切であったかどうか
- ・市が建設地(案)を選定するとき、宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見について、十分配慮したかどうか
- ・葬儀の小規模化等、火葬場利用状況の変化に即した施設面積の再試算

(2) 福祉文教委員会委員から検証を求める意見があった事項

- ・丹生川町大萱候補地へのアクセス道路の安全性

(3) 今後の予定

- ・市民意見に関する検証や施設面積の再試算を進め、令和 5 年度のできるだけ早期に検証結果を整理する。
- ・検証結果を踏まえ、現行計画どおりに事業を進めるか、あるいは改めて建設地(案)を選定するかを判断する。

2. 検証結果

2月の福祉文教委員会において、更なる検証が必要であると報告した事項に加え、委員から検証を求める意見があった事項について、次のとおり検証を行った。

- (1) 市が建設地(案)を選定するときに行った「移動距離・時間」に関する評価が適切であったかどうか 別紙 1

(2) 市が建設地(案)を選定するときに、宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見について、十分配慮したかどうか 別紙2

(3) 丹生川町大萱候補地へのアクセス道路の安全性 別紙3

(4) 葬儀の小規模化等、火葬場利用状況の変化に即した施設面積の再試算 別紙4

(5) 総括

- ・ 検討委員会は、果たすべき役割を踏まえ、公平性を重視した建設的な議論や現地視察を重ねながら意見を集約し、基本構想に定める基本方針を実現するにふさわしい複数の候補地を市に提案した。
- ・ 市は、複数の候補地から一つの建設地(案)に絞り込む段階で、最も重視すべきポイントは「移動距離・時間」ではないと判断したが、建設地(案)として決定した丹生川町大萱候補地は、相対的に見て市街地からの移動距離・時間が長いことから、利用者の経済的な負担の増加が見込まれる。また、市街地からの距離が遠く不便であるという市民意見が少なからずある状況を踏まえると、「移動距離・時間」が利用者の利便性や経済性に影響することを、もう少し重く受け止めても良かったのではないかと考えられる。
- ・ 市は、宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見について、基本方針に沿った整備内容とすることで理解を求めることとしたが、今なお当該意見が少なからずある状況を踏まえると、市民の心情への配慮が十分でなかったことは否めない。
- ・ 近年の火葬場の利用実績等を踏まえ、新施設の基本的機能を備えるために最低限必要な施設面積を再試算したところ、敷地面積は約6,500㎡(緩衝帯が不必要な場合は約5,000㎡)との結果となった。

3. 今後の進め方

(1) 検証結果を踏まえた判断

- ・ 市民の意見や心情を勘案し、新火葬場建設地は、市街地からの移動距離・時間がなるべく短い場所であることを重視すべきであり、宗教法人の所有地は適地ではないと判断した。
- ・ よって、現在の建設地(案)を撤回し、新たな建設地(案)を選定する。
- ・ 新たな建設地(案)は、現高山火葬場(西洞町候補地)周辺地域を最有力候補地とする。
- ・ なお、現高山火葬場周辺地域に新施設を建設するためには、地域住民の理解を得るとともに、立地上の課題を解決する必要があることから、これらの対応並びに解決策の検討を行ったうえで最終決定する。

【現高山火葬場（西洞町候補地）周辺地域を選定した理由】

- ・市街地の至近に位置している。
- ・施設面積の再試算結果を踏まえると、検討委員会における候補地の選考で、課題の一つとされた面積不足については、候補地の公募終了後に新たに提供申し出があった周辺の土地を加えることで解消できる見込みである。
- ・検討委員会における候補地の選考で、基本構想に定める基本方針におおむね整合することが確認されている。
- ・現高山火葬場が長年にわたって立地していることから、火葬場がある場所として市民に広く浸透している。

【立地上の課題】

- ・現施設を稼働しながらの建て替え
- ・接続する市道の改善
- ・風致地区の景観保全
- ・用地の取得

(2) 今後の予定

令和5年5月～	丹生川町大萱候補地の関係者及び現高山火葬場周辺地域の関係者に検証結果等について説明、検討委員会に検証結果等について報告
課題解決策検討後	福祉文教委員会に建設地(案)の決定について協議

- (1) 市が建設地(案)を選定するときに行った「移動距離・時間」に関する評価が適切であったかどうか

【客観的な事実】

- ・丹生川町大萱候補地は、どの市内葬儀場からも移動距離が10km以上で、移動時間は3候補地の中で最も長い。
- ・市内葬儀場から丹生川町大萱候補地までの移動時間は、現高山火葬場までの移動時間の2倍余りである。

場 所	市内葬儀場からの移動距離・時間 (平均)	
丹生川町大萱候補地	10～12 km (11 km)	17～22 分 (約 18 分)
清見町牧ヶ洞候補地	9.3～13 km (11 km)	15～22 分 (約 18 分)
新 宮 町 候 補 地	5.0～7.3 km (6.1 km)	12～14 分 (約 13 分)
現 高 山 火 葬 場	2.5～6.3 km (4.1 km)	8～14 分 (約 11 分)

【火葬場までの移動距離・時間が長くなることによる利用者への影響】

- ・丹生川町大萱候補地に新火葬場を建設した場合に、葬儀の開始時刻を現行（主に午前10時）より早める必要は特にない。また、火葬と収骨が終わり、葬儀場に帰着する時刻又は帰宅する時刻も現行（主に午後2時前後）とほぼ同じである。なお、移動時間が短くなれば、その分葬儀場に帰着する時刻又は帰宅する時刻は早くなる。
- ・現高山火葬場を利用する場合に比べて葬儀費用が高くなる。

霊柩車利用代金 : 葬儀業者によっては約1万円増（葬儀場から火葬場までの距離が10km以上の場合）

マイクロバス利用代金 : 2～3千円増

【新火葬場建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討結果】

- ・移動距離・時間に関する候補地の公募要件は、過去の候補地（スカイパーク候補地）の選考に関する検証結果や、公募後に選考を行うことを踏まえ、やや広めに設定した。

公募要件：市役所本庁舎からの直線距離が15km程度まで、又は移動時間が30分程度までの土地であること。

検証結果：候補地を市役所から5km以内の範囲に限定しているが、その距離設定は根拠に乏しく、必要以上に候補地を限定していた。

- ・候補地の選考は、選考基準の一つに「市街地からの移動距離・時間」を設定し、まずは公募要件に照らして、市役所からの自動車による移動距離が道のりで17km以上の候補地を

選考対象から除外した。その後は、15項目の選考基準を用いて候補地としてふさわしいか又はふさわしくないか（優、良、可、不可）で評価し、総合的な評価をもって候補地を絞り込んだ。

- ・丹生川町大萱候補地の「市街地からの移動距離・時間」に関する委員の意見は、「市街地からの移動距離が約10.6kmとやや遠い。」と集約し、評価は「△：課題がある」と整理した。

【建設地(案)を決定したときの市の考え・判断】

- ・新火葬場建設基本構想（以下「基本構想」という。）に定める基本方針との整合性という観点から、建設地(案)決定にあたってのポイントに、「周辺環境等」、「コスト」、「移動距離・時間」の3点を抽出・設定した。
- ・「コスト」は、候補地間で差はあるものの、おおむね第八次総合計画における想定事業費内であり、コスト差を重視するよりも基本方針との整合性という点を優先すべきとした。
- ・「移動距離・時間」は、新火葬場に整備する待合室を利用する場合、これまで2往復していたものが1往復で済むこと、火葬時間が約40分間短縮される見込みであることもあり、20分程度の移動時間であれば、3候補地とも利用者等に受け入れられるものと考えた。

市街地から3候補地への移動時間は13分から18分程度であり、利用者等に受け入れられる距離であると考え。 (令和2年11月19日福祉文教委員会協議資料より)
移動時間は、短い候補地が12～14分、長い候補地で17～22分である。
候補地間の移動距離・時間の差が最大10分間程度であり、利用者等に受け入れられるものと考えられる。 (令和3年1月21日福祉文教委員会協議資料より)

- ・上記のことから、最も重視すべきポイントは「周辺環境等」である（「移動距離・時間」ではない）と判断した。

【まとめ】

- ・市は、複数の候補地から一つの建設地(案)に絞り込む段階で、最も重視すべきポイントは「移動距離・時間」ではないと判断したが、建設地(案)として決定した丹生川町大萱候補地は、相対的に見て市街地からの移動距離・時間が長いことから、利用者の経済的な負担の増加が見込まれる。また、市街地からの距離が遠く不便であるという市民意見が少なからずある状況を踏まえると、「移動距離・時間」が利用者の利便性や経済性に影響することを、もう少し重く受け止めても良かったのではないかと考えられる。
- ・今回のケースでは、市街地に近く利便性が高い場所から移転することや、移転により移動距離・時間が延びることに伴う影響を考慮し、他の選考基準と同列に比較することは出来なくとも、客観的な指標の一つとして「移動距離・時間」を用いて重み付けを行い、その結果を選考に反映させる方法もあったと考えられる。

- (2) 市が建設地(案)を選定するときに、宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見について、十分配慮したかどうか

【客観的な事実】

- ・多くの宗教や宗派があるように、宗教に対する人々の考えや価値観は様々である。
- ・故人を見送る葬儀や火葬は、宗教との関わりが深い。

【検討委員会における検討結果】

- ・候補地の選考は、公平性を図る観点から、土地所有者の情報は非公開で行った。
- ・市民から市に寄せられた意見は、その都度検討委員会に報告してきたが、当該意見は答申後に寄せられたものであるため、検討委員会が知ることはなかった。

【建設地(案)を決定したときの市の考え・判断】

- ・丹生川町大萱候補地については、宗教団体から寄付申出がされていることに対し、施設の性質上、心情的にみてふさわしくないとの意見があることに留意すべきと整理した。
- ・市民に安心して利用してもらえるよう、基本方針に沿った整備内容とすることで理解を求めることとした。

施設整備にあたっては、新火葬場建設基本構想に定める基本方針「②見送る人々にとってやさしく温もりのある空間」、「③高山の自然・文化・伝統に根差した高山らしい空間」に沿った整備内容とする。(令和3年1月21日福祉文教委員会協議資料より)

【まとめ】

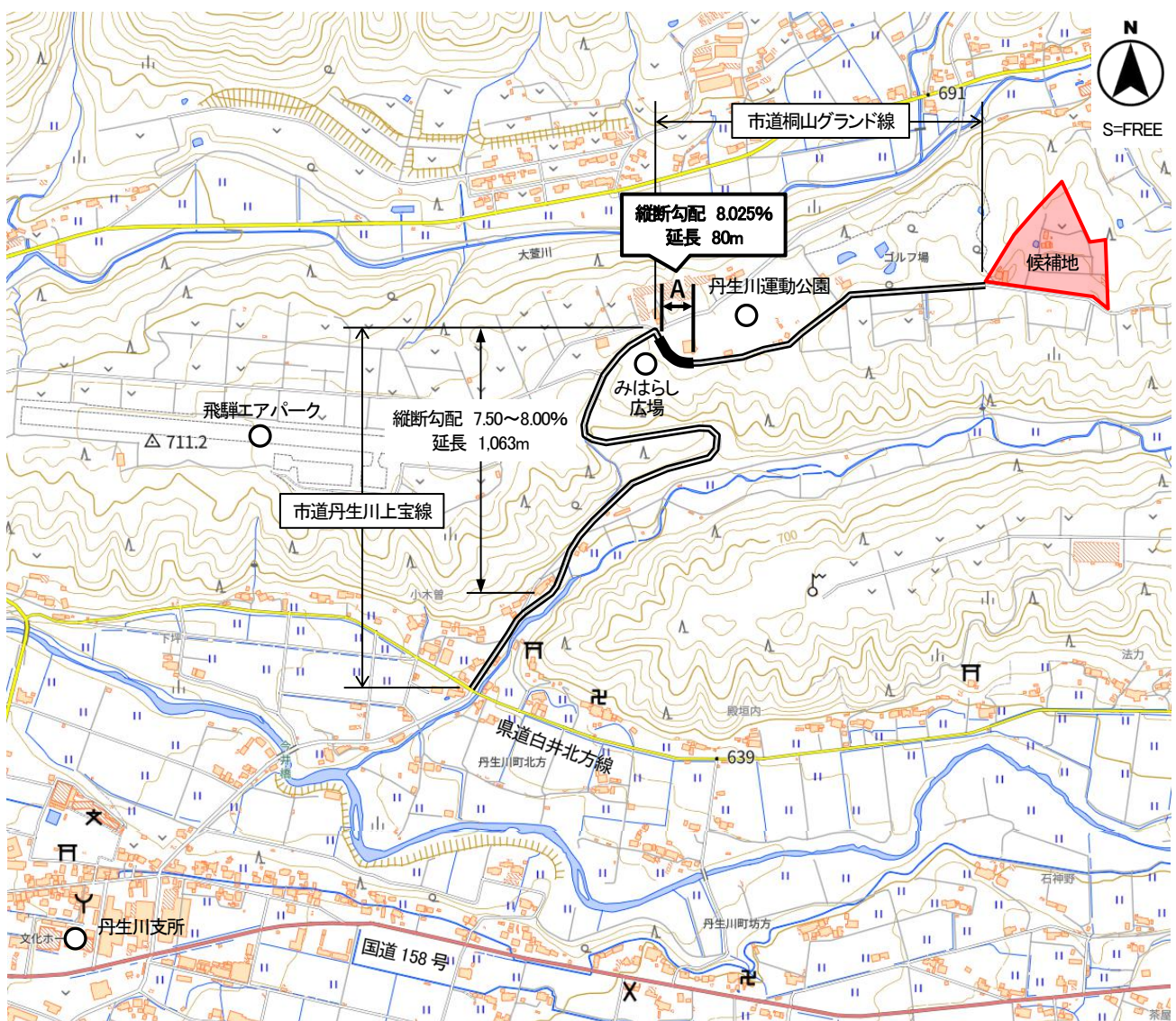
- ・市は、宗教法人が所有する土地に火葬場を建設することに抵抗感があるという市民意見について、基本方針に沿った整備内容とすることで理解を求めることとしたが、今なお当該意見が少なからずある状況を踏まえると、市民の心情への配慮が十分でなかったことは否めない。
- ・新火葬場の建設地(案)を決定するにあたっては、故人を見送るという宗教行動との関りが多少なりともある施設の性質を踏まえ、宗教法人の所有地を選定することについて、より慎重な配慮があっても良かったのではないかと考えられる。

(3) 丹生川町大萱候補地へのアクセス道路の安全性

【客観的な事実】

- ・アクセス道路となる市道桐山グランド線に、高山市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第30号）第22条に規定する縦断勾配の基準8%（以下「市道縦断勾配基準」という。）を超える区間（下図のA）が存在する。

<丹生川町大萱候補地位置図>



※上図に示した市道の縦断勾配は、丹生川村が作成した「村道丹生川上宝線道路改良工事設計図」にて確認した。

- ・丹生川町の積雪量は、市街地より多い。

観測地点	丹生川町坊方地内 (丹生川支所)	桐生町2丁目地内 (高山特別地域気象観測所)
観測期間	令和3年11月～令和4年3月	同左
積雪を観測した日数	92日	80日
平均積雪深	36 cm	25 cm
最大積雪深	81 cm	55 cm

【検討委員会における検討結果】

- ・選考基準の一つに「冬季の通行」を設定した。
- ・丹生川町大萱候補地の「冬季の通行」に関する委員の意見は、「アクセス道路の市道は坂道であり、市街地よりも多雪であることから、従来以上の丁寧な除雪・凍結対策を要する。」と集約し、評価は「△：課題がある」と整理した。

【建設地(案)を決定したときの市の考え・判断】

- ・検討委員会が集約した意見と同じく、「丁寧な除雪・凍結対策を要する。」と整理した。
- ・建設及び維持管理コストの検討において、融雪剤散布機1箇所の整備費・維持管理費を算入した。

【まとめ】

- ・市道桐山グランド線は、新火葬場建設時に拡幅工事を計画しているため、市道縦断勾配基準を超える区間は、拡幅工事に合わせて縦断勾配の改良工事を行うことで、市道縦断勾配基準に適合させることが可能である。
- ・しかし、市道丹生川上宝線も含め、急勾配区間が長く、積雪が多い状況への配慮は必要である。
- ・建設地(案)を決定したときの市の考えのとおり、現在の除雪・凍結防止対策では不十分な点や危険箇所の有無を確認し、必要な対策を丁寧に施すことで、冬季の危険性を軽減することができると思われる。

(4) 葬儀の小規模化等、火葬場利用状況の変化に即した施設面積の再試算

【再試算の基本的な考え方】

- ・基本構想には、新施設の基本的機能を備えるために不足のない数値として試算した施設面積を掲載しているが、近年の火葬場の利用実績等を踏まえ、最低限必要な施設面積を再試算した。
- ・火葬炉の数は、火葬需要の推計値に変化がないことから、基本構想どおり4基とした。
- ・告別・収骨室と待合室を火葬炉ごとに個室として整備すること、平屋建を基本とするが、一部2階建ての部分には火葬設備の集じん機器等を設置する方針は変更しないこととした。
- ・候補地の状況や予算等を勘案し、必要に応じて設けるものとした多目的部門（多目的ホール等）は含めないこととした。

【告別・収骨室、待合室】（〔 〕内は基本構想に掲載した当初の試算値。以下同じ。）

- ・告別・収骨室の面積は、1室あたり45㎡程度とする。〔98㎡/室〕
- ・待合室の面積は、1室あたり45㎡程度とする。〔77㎡/室〕
- ・待合室は、利用者数の変動等に柔軟に対応できるよう、可動式間仕切りの設置等について今後検討する。

火葬1件あたりの利用者数：30人と想定〔40人程度〕

〔算定根拠〕高山火葬場・久々野火葬場利用実績（令和4年度）

平均15.7人/件、30人以下の利用割合95.2%

1人あたりの占有面積：1.5㎡に設定〔設定なし〕

〔算定根拠〕火葬場の建設・維持管理マニュアル（日本環境斎苑協会発行）

1.3～1.5㎡/人

【駐車場】

- ・普通車の駐車台数は、20台とする。〔40台〕

待合室1室あたりの駐車場利用台数：5台と想定〔10台〕

〔算定根拠〕高山火葬場・久々野火葬場利用実績（令和5年2月～3月）

火葬1件あたり2.8台

【その他】

- ・エントランスホール等の共用空間や各機能の部屋について、火葬場の建設・維持管理マニュアル等を参考に、必要性、配置、規模について精査を行った。

【再試算結果】

- ・新施設の基本的機能を備えるために最低限必要な施設面積は、敷地面積で約6,500㎡
(緩衝帯が不必要な場合は約5,000㎡)である。

延床面積

部 門	床 面 積
① 火葬部門	約1,600㎡ [約2,100㎡]
② 待合部門	約500㎡ [約800㎡]
面 積 合 計	約2,100㎡ [約2,900㎡]

敷地面積

部 門		敷地に占める面積
① 火葬部門	建築面積	約1,100㎡ [約1,800㎡]
② 待合部門	建築面積	約500㎡ [約1,000㎡]
③ 外構部門	駐車場	約1,800㎡ [約2,000㎡]
	建物の周囲	約1,600㎡ [約2,400㎡]
	緩衝帯	約1,500㎡ [約1,800㎡]
面 積 合 計		約6,500㎡ [約9,000㎡]

施設概要図

- ・再試算後

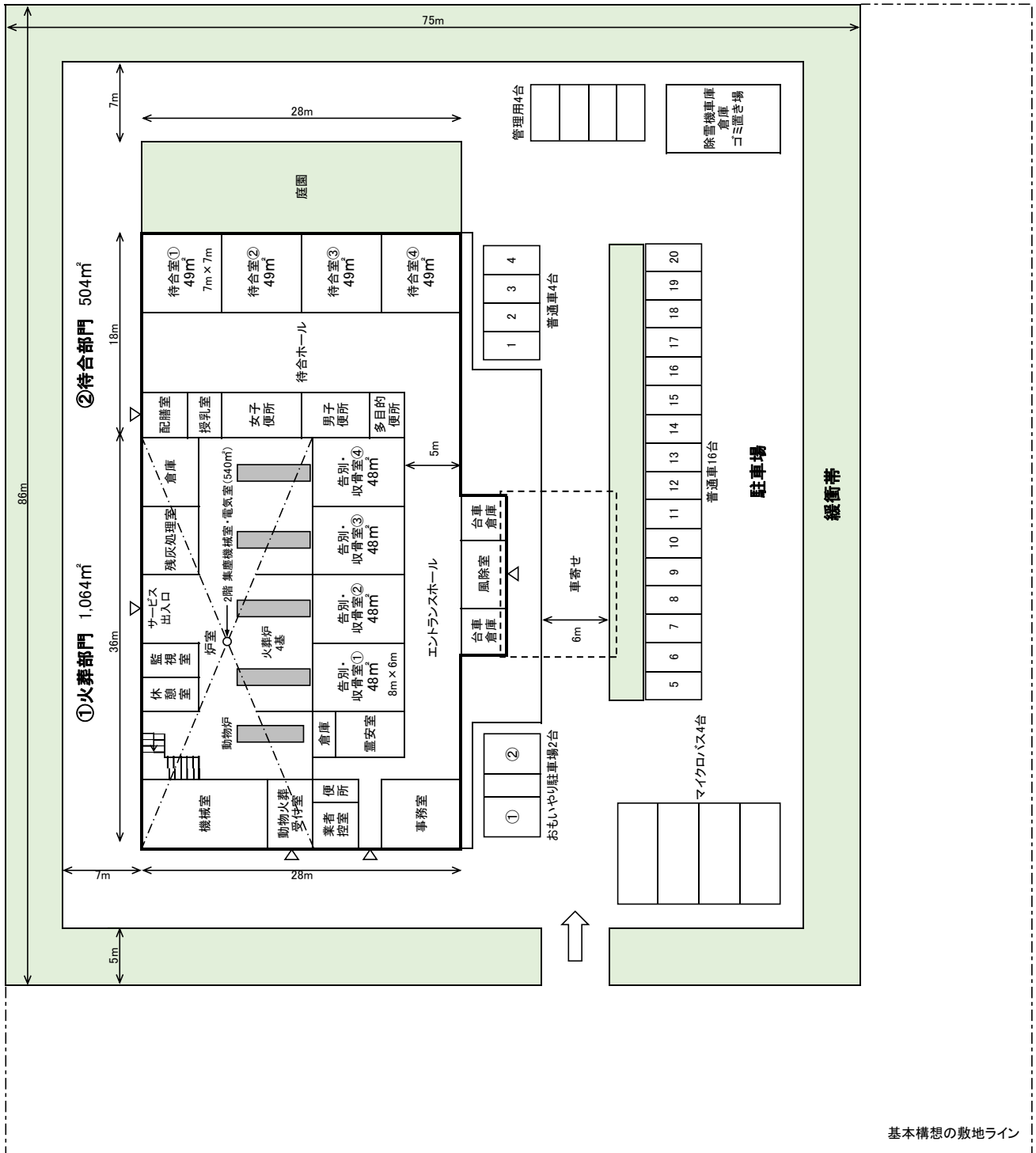
別紙5-1

- ・基本構想

別紙5-2

【参考】
 敷地面積 約6,500㎡
 建築面積 約1,600㎡
 延床面積 約2,100㎡

施設概要図（再試算後）

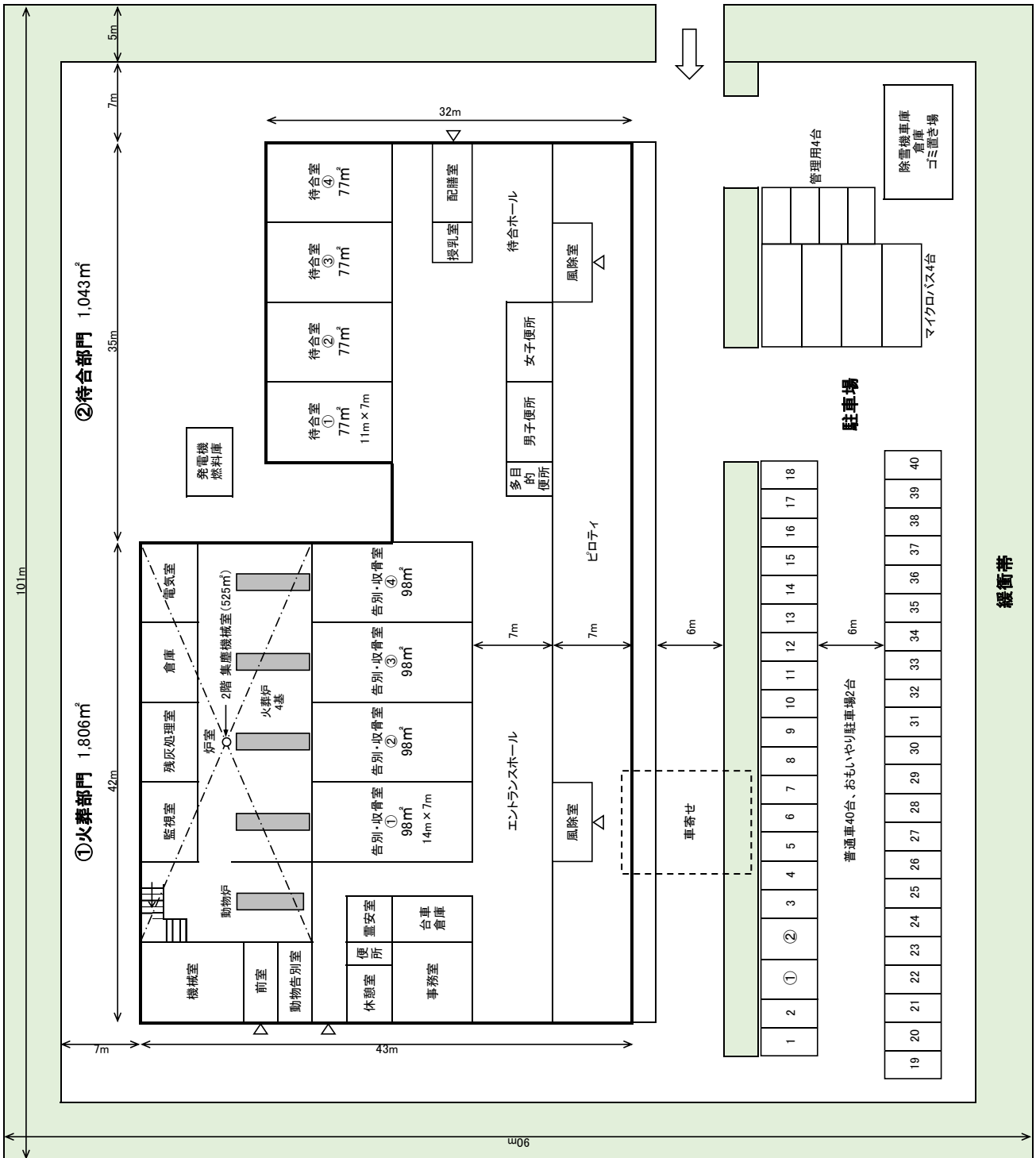


基本構想の敷地ライン

この概要図は新火葬場の敷地規模を想定するために作成したものであり、設計図ではない。

【参考】
敷地面積 約9,000㎡
建築面積 約2,800㎡
延床面積 約2,900㎡

施設概要図（基本構想）



この概要図は新火葬場の敷地規模を想定するために作成したものであり、設計図ではない。